

退職所得の選択課税

非居住者に対する退職金の取扱い

本レポートでは非居住者に対する退職金の取扱いについて説明したいと思います。居住者が支払を受ける退職金は、退職金から勤続期間に応じて算出された退職所得控除額を差し引いた残額に2分の1を乗じた額が退職所得として課税されます。一方で非居住者に対する退職金は、退職金のうち国内源泉所得について一律20.42%の源泉所得税が課税されます。国内源泉所得については下記の算式により計算を行います。

国内源泉所得 = 退職金の額 × 居住者としての勤続期間 ÷ 退職金の計算の基礎となった期間

退職所得の選択課税

上記のとおり非居住者の所得税額の計算を行う場合、勤続期間のうち国内勤務期間が殆どを占める従業員が退職金を受給する際に非居住者であった場合には、退職所得控除の適用を受けることができず、居住者として退職金の支払を受ける場合と比較して税負担が高額になるケースがあります。

このような居住者と非居住者の税負担の調整を図るために設けられているのが退職の選択課税になります。退職所得の選択課税を納税者が選択した場合には、その年中に支払われる退職手当等の総額を居住者が支払を受けたものとみなして退職所得の計算を行います。

非居住者の退職所得の選択課税をした際の具体的な税額計算は次のとおりです。選択課税の適用を受けない場合には360万円が源泉徴収され所得税の納税が完了しますが、選択課税を選択することにより約282万円の還付を受けることができます。

(1) 前提条件

- ① 勤続期間：20年
- ② 居住者としての勤続期間：18年
- ③ 退職金：2,000万円

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

(2) 源泉徴収税額

- ① 国内源泉所得：2,000万円 × 18年 ÷ 20年 = 1,800万円
- ② 源泉徴収税：1,800万円 × 20% = 3,600,000円

(3) 選択課税を受けた場合

- ① 退職所得控除：40万円 × 20年 = 800万円
- ② 退職所得：(2,000万円 - 800万円) × 1/2 = 600万円
- ③ 所得税額：600万円 × 20% - 427,500円 = 772,500円
- ④ 選択課税による還付税額：
3,600,000円 - 772,500円 = 2,827,500円

(※1) 復興特別所得税は加味しないで計算しています。

(※2) 受給者が退職所得の選択課税を適用する場合であっても、退職金の支払者は源泉徴収を行う必要があります。

(※3) 退職金の受給者によっては退職所得の選択課税の適用を受けない方が不利になるケースがあります。

退職所得の選択課税の申告

退職所得の選択課税の申告をするためには、退職の所得の支払を受けた個人がその年の翌年1月1日（同日前に選択課税の対象となる退職所得の総額が確定した場合には、その確定した日）以後に申告書を税務署に提出する必要があります。一般的には納税管理人を選任して、納税管理人を通じて申告することになります。

おわりに

退職所得の範囲には退職金以外にも厚生年金保険の脱退一時金の支払を受けるような場合にはそれらを含めて計算を行います。非居住者となったが国内での勤務が長かった方や海外移住後に退職金の支払を受けた方は多額の還付を受けることができますので還付可能か確認する必要があります。 (文責：森永)

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp